

午前 9時56分 開 議

○委員長（小野徳重君） これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は13名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入りますが、その前に井畑市長から発言の申出がありましたので、発言を許可します。

井畑市長。

○市長（井畑明彦君） おはようございます。昨日に引き続きということですが、よろしくお願ひいたします。ただいま委員長のほうから発言の許可をいただいたわけですが、簡単に2点だけ昨日の補足を兼ねてお話をさせていただきたいと思ひます。

1点目は、八幡委員のほうから昨日総務費の中のコンシェルジュデスクの委託料とは何ぞやという、そういうご質問、お尋ねがありました。例規検索のシステムの賃借料でございますというふうにお伝えしたところでありませうけれども、確かに素朴な疑問としてコンシェルジュデスクと申して、通例一般の方々が想像する内容からはなぜそれが例規検索なのかというのは分かりづらひということがございましたので、早速これからその件については、例えば来年度も継続して申したときに例規検索の関係のものでございませうと分かりやすく整えさせていただこうと思ひて申しますし、昨日全ての予算書、決算書、今後のものについて私自身も逐一気づいていない部分があったわけでございますが、その点全て分かりにくい行政用語あるいは外来語の内容にならないように配慮をさせていただき、編さんをしてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

いま一つは、森本委員のほうからお尋ねありませうと申したふるさと納税の返礼品に係る不用額がかなり大きいのではないかと、それはどうしてそういう不用額が生じて申したのだろうかというお尋ねであったかというふうに記憶して申します。ここは担当課長のほうからお答えさせていただいて、ご了解賜ったかもしれませうけれども、再度申し上げますと、ふるさと納税の返礼品について、返礼品は寄附された方のチョイスによって選ばれると申します。中には翌年度にわたるものもあるわけでございます。例えばお米とか、毎月毎月何か月間と申して、例えば元年度のものが翌年度にわたって返礼されるというような内容もございませう。ただし、普通にチョイスして翌年度にわたるものがないとしたならばこのぐらひの金額になりますということ、それで予算編成上そのようにして、当然生じ得る現実には翌年度にわたるものをチョイスする方もいらっしやるので、そういうことがあるわけですが、私たちが逆にそういうことを見込み過ぎて、いやいや、返礼すべきところに速やかに返礼できなかったということのないように予算編成させていただいて申していること。したがって、決してお返しすべき人にお返ししていないというようなこと、あるいは見積り誤りが大きくあつてということではございませうので、その辺り今後もそういう形で返礼品については予算編成、予算執行させていただきませうので、皆様方にもその点改めまし

てご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（小野徳重君） 本日は、認定第2号から認定第9号までの計8件の審査を行います。また、審査の進め方は、歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 令和元年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） おはようございます。それでは、244ページから283ページにわたります認定第2号 令和元年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は31億7,150万1,094円、歳出の合計支出済額は30億8,738万4,885円となり、歳入歳出差引き8,411万6,209円は令和2年度へ繰り越すものでございます。なお、被保険者数、保険給付費、国民健康保険税収納関係をはじめとする各種データにつきましては別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。264ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び国保電算処理システム費用など国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

次に、268ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、270ページの出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、272ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなってございまして、その財源として市町村ごとに決定された金額を納付金として県に納める仕組みとなっております。このようなことから、胎内市における医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県から示された金額をそれぞれ支出したものでございます。

次に、274ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、被保険者自らが率先して健康増進活動に努めていただきたく、その励みとなるよう健康奨励記念品の贈呈に要する費用を支出したものでございます。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査事業費につきましては、生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、276ページ、第5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に係る利子分を同基金に積立てしたものでございます。

278ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございましたけれども、元年度は借入れを行っておりませんので、支出はありませんでした。

次に、280ページ、第7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による返還金及び前年度精算に係る一般会計への繰出金でございます。

282ページ、第8款予備費につきましては、一部を第7款1項1目の一般被保険者保険税還付金に充用いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、250ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、252ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税に係る督促手数料でございます。

次に、254ページ、第3款県支出金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっておりますことから、普通交付金として医療給付費分が交付されました。そのほか、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金県繰入金分、特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されたものでございます。

次に、256ページ、第4款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、258ページ、第5款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として、低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内で繰入れしたものでございます。

260ページ、第6款繰越金は、前年度の決算に基づく繰越金であります。

262ページ、第7款の諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） それでは、3点お伺いしたいと思います。

被保険者が前年度より約230名ぐらいですか、減少しています。年々減少しているわけですね。

ども、均等割と平等割の軽減制度を、2割、5割、7割あると思いますけれども、それぞれ制度に該当されておられる方は何名おられるか、お願いしたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

軽減制度でございますが、令和元年度賦課時点の状況で申し上げさせていただきますが、世帯数で申し上げます。2割軽減の世帯が医療分、支援金分が562世帯、5割軽減が医療分、支援金分が816世帯です。7割軽減が医療分、支援金分が1,196世帯となっております。また、介護分の均等割軽減について申し上げますが、2割軽減が215世帯、5割軽減が261世帯、7割軽減が411世帯というような状況になってございます。30年度と比較すると、全ての合計する割合が若干伸びているというような状況になってございました。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） これは所得状況で判断されると思いますけれども、所得の状況を見て、そういった該当される方に通知をされているのか、申告が必要だと思うのですけれども、申告済みの段階でそういう方に、該当された方に通知等が行くのか、お願いしたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

2割、5割、7割軽減、それぞれその所得に応じて適用になるわけですけれども、適用になった世帯に対しましては、保険税通知の際にご案内をし、お知らせしているというような状況でございます。また、未申告者でございますけれども、未申告になると軽減の判定ができませんので、未申告の方に対しましてはそれぞれ申告していただけるようご案内をし、また直接電話するなりで申告をする勧奨を行っているというような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） ちょっと分からなくて教えてもらいたいのですけれども、国保が終わって、75歳から後期高齢医療になるわけですけれども、後期高齢医療制度に対してはこれからの、この後のあれになるかと思えますけれども、軽減制度を受けられた方が国保に移行された場合も、その時点でまた後期高齢で該当というふうな形になるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

国保から後期に移ったというところでございますが、後期高齢者医療のほうでもまた軽減制度が設けられてございます。そちらもその世帯の所得に応じて計算をし、7.75割ですとか7割ですとか、それぞれの軽減制度が適用になるというような状況になってございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） あと、この資料の3ページに載っているのですけれども、ジェネリック医療のシェアですけれども、前年度より5%というか、5ポイントというのですか、上昇しています。これはそれだけ進んでいるのだなと思いますけれども、県平均も並行しというか、市のほうが並行してなのかもしれませんけれども、県のほうも上昇していて、県平均までになかなか追いつかないのですけれども、これは今後も伸び代というか、ポイントが上がるような可能性はありますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

ジェネリックの薬のシェアですが、県の平均が79.7%で、胎内市が77.9%、以前から県平均にはなかなか追いついてはいません。このジェネリック医薬品のシェアが国のほうでは80%を目標にしてございますので、ほぼほぼ傾向を見るとだんだん頭打ちになっているような傾向はあります。ただ、胎内市につきましては、薬剤師の先生にお聞きをしていますけれども、処方箋にジェネリックへの変更が可能な旨の記載があるものは、患者に意向は確認しますが、ジェネリックを推奨するというのでお一人お一人にお声がけをしているということもございます。それで、普及率もだんだん上昇してきているというところもあります。また、私どものほうでもジェネリック医薬品への移行の希望カードというものを各被保険者の方々にお送りをして、それをご使用になってくださいということのお願いもしてございます。そういうことで、胎内市についてはこれからも伸びるのではないかなというようには考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 最後にもう一点お聞きします。

特定健診の状況ですけれども、ほぼほぼ毎年横ばい状態で45.7%ということで、県の20市の中ではどれくらいに位置しているのか、県20市でもほぼほぼ横ばいで、胎内市も同じようになっているのか、お願いしたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 特定健康診査受診率ですが、県内では30年度では23位、また令和元年度の速報ではもう少し伸びている状況です。30年度の県平均が44.2でございますし、例年県平均は上回っているという状況でございます。これからなのですが、こちらのほうも目標値まではまだまだ届いていない状況ではありますけれども、未受診者に対するアプローチといいますか、受診勧奨もそれぞれこれからも力を入れていきたいと思っておりますので、受診率は今後も、少しずつだとは思いますが、伸びていくであろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 269ページです。去年と金額を比較してみますと、高額療養費が500万円上がっているのです。特にここが大きいなと思いましたので、これは何によるものと考えていらっしゃるか、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 高額療養費でございますが、私ども80万円以上の高額療養費を分析してみました。その状況からすると、腎不全に係る医療費というものが減少はしておりますけれども、逆にがんや脳血管系の疾患者の医療費が増加しているというような状況でございます。がんについても昨年度と比較すると80万円以上の方が67名で、11名余計にいたというようなことでございます。また、がんは疾病に係る医療費が高額ということもあり、1人、2人増加するとまた高額になっていくというような状況でございます。また、腎不全のほうは減少傾向にはあると考えています。現在、胎内市全体では令和2年の1月で64人でございます。国保はそのうち21人でありました。腎不全の国保の加入者というのはほぼ横ばいではありますけれども、胎内市では64人というような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 私の身近にいらっしゃる人で腎透析を今年始めた方がいらっしゃって、えらいショックを受けておりますけれども、その方は特定健診を全然受けてこなかった。いろいろ催促したりもあったでしょうに。やはり特定健診は腎機能も見ていますし、大勢受けるようにしていただきたいなと思います。お願いします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 275ページ、二、三年前からですけれども、報償費で健康奨励記念品というのがあるのですけれども、この人数というか、件数はどれぐらいなのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

令和元年度に健康奨励品を贈呈した方は125名でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 資料の2ページの4に医療費の状況というのが掲載されています。国保に入っている人というのは約6,500人ということになるのですけれども、加入者は。その人たちが年間11万7,000件として治療というか、医療を受けたという形になっていて、1人当たりも40万円ということで出ています。中には今みたいに125人の方が全く1年間医療保険を受けなかったという方もあれば、一方で多くの方が使っているわけですけれども、これ1人当たりの費用額とかが出ていますが、実人数とかそういうのはわかりますか。実際6,500人いたけれども、そのうち125人は全然受けなかった。では、医療機関で医療費を使った実人数というのはわかりますか。

〔「125引けばいい。全く受けなかった人を引けば、それが実人数じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 健康奨励品の贈呈の際に国保の加入者のうち医療機関を受けていない方を調査したところ、まず600人弱という数字でございました。そこから計算すると、被保数から引くと6,000人程度が医療にはかかっている、受診をしているというふうな状況だと思います。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） かなりの人が、確かに今森田委員が言われるように、加入人数から125人引けばその人たちがみんな受けているということになるわけですね。分かりました。そうすると、最高額というのはどこか出ていますか。高額療養費という中にはあるのですけれども。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 令和元年度の状況は今取りまとめを始めたばかりで、速報の段階ですので、細かいところまでは分析はできていないのですが、以前、平成29年度に調査した数字で申し上げさせていただきたいのですが、一番多いのが、肺がんが一番高く、1件当たりですと1,000万円を超えていたというような状況でございました。次いで脳梗塞が700万円強というような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 275の同じページなのですけれども、脳ドック助成事業補助金についてちょっとお聞きしますけれども、85万円のついているのだけれども、資料のほうだと41件となっている。これは国保加入者で、中条病院で受けた件数なのか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

41件は、国保の加入者のうち医療機関全てを対象として受けた人が41人です。中条中央病院で受けた人はそのうち32件でございました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） その人たちに幾ら補助したことになるのか、この85万円だと。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 制度として、中条中央病院の方ですけれども、市民割引というのがありまして、通常よりも1万円低くそもそも料金が設定してございます。その方たちにお一人当たり中条中央病院であれば1万8,340円の助成をしてございます。その医療機関以外の方であれ

ば1医療機関当たり、上限ではありますけれども、2万4,200円を上限として補助するというような制度の仕組みとなっております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 胎内市民で中条病院で脳ドックを受けたいというときに、胎内市の国保加入者とそうでない健康保険の加入者では料金違いますね、当然。我々国保加入していない、民間というか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 医療機関が提示している医療費といいますか、脳ドックの費用というのは、国保加入者であれ、それ以外であれ同じ金額だと認識しています。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 実は俺今年受けたのさ。そうしたら、国保加入者ですかと言われて、違いますと。では、料金高いですよと言われたのさ。では、胎内市民で国保加入者だったら安いのかなど。勘違いだかね。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 失礼いたしました。その医療保険者によって脳ドックに対する補助額というのは違いがあると思います。国保の場合はそのような、先ほど申し上げた補助額となっておりますし、それ以外の保険者であればそれぞれの上限額、例えば3分の2までは出すのだというようなことになっている保険者もいますので、それぞれのところで計算されているというふうに考えてございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） あのMRIは胎内市が中条病院に貸しているわけだ。同じ国保加入者であれ、加入者でない市民が、同じとはいかないけれども、かなり脳ドック受けるに金額の差があるのだけれども、そこもうちょっと詰められないものだから、そういう検討はしていないのですか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

いろんな捉え方、考え方があろうかと思えます。渡辺委員の言われる捉え方ももちろん一考の余地はありというふうに思うわけですが、このMRIに関してはドックで検診をするということもさることながら、本来的には治療行為に関するもの、医療行為に関するもののために支援をしているということでございますので、ドックの部分だけ引き出して、そして補助の在り方、それから料金まで、国保の保険者である我々が他の保険者の方々の分までカバーすることは、必ずしもコンセンサスが得られないであろうと率直に思うところでございます。折に触れて何か機会がありましたら、何らかの意見交換やその他ヒアリングなどもしてみたいと思いま



す。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） すみません、さっきの質問で動揺して次聞くの忘れちゃったけれども、国保の保険証のことなのですけれども、短期保険証と資格証はどれぐらいありましたか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

令和元年度で、当初賦課時の数で申し上げさせていただきます。令和元年度は、短期証が115世帯、資格証が19世帯でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは過去と比べてどういう状況ですか。同じか、増えているか、減っているか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 前年度と比較しますと、短期証は同じ数でございましたし、資格証は、こちらのほうは減少してございます。30年度が30世帯のところ19世帯に減少したということでございます。それ以前につきましても、短期証が120から130とか、資格証については30世帯から20世帯というようなところで推移をしてございました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 令和元年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 令和元年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） それでは、286ページから309ページにわたります認定第3号 令和元年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は2億9,928万3,453円、歳出合計支出済額は2億9,800万9,593円となり、歳入歳出差引き127万3,860円を令和2年度へ繰り越すものでございます。なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータを別添資料としてまとめておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、302ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届出、申請の受付、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、304ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて当市の負担分として広域連合に納付したものでございます。

次に、306ページ、第3款諸支出金では保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

308ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、292ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料の現年度分及び過年度分をそれぞれ収入したものであります。

294ページ、第2款使用料及び手数料は、普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、296ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金でございます。

298ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございますし、300ページ、第5款諸収入は滞納されていた保険料の徴収に係る延滞金などでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 人間ドックを1万円補助していらっしゃるはずなのですが、それがこちらには出てこないのはどうでしたでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

人間ドックの助成金につきましては、一般会計のほうから支出してございます。決算書でいうと143ページからの支出でございます。

- 委員長（小野徳重君） 羽田野委員。
- 委員（羽田野孝子君） 何名受けられたのでしょうか。
- 委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） 118名でございます。
- 委員長（小野徳重君） 森田委員。
- 委員（森田幸衛君） 参考までに教えていただきたいのですが、後期高齢者の保険料の年金から天引きするやり方とそうでないやり方の割合といたしますか、そのことについてどんな状況なのか教えてください。
- 委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。
- 年金からの天引きは、当初賦課時点で85.6%、86%弱の方が年金からの天引きになります。それ以外の方は、普通徴収あるいは納付書なり口座振替からの徴収ということでございます。
- 以上です。
- 委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。
- お諮りします。認定第3号 令和元年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。
- 認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。
- よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。
- これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。
- 次に、認定第4号 令和元年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。
- 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 認定第4号 令和元年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。
- 決算書の312ページをお開き願います。313ページに移りまして、歳入の収入済額の合計は36億

8,596万6,352円、314ページから317ページにかけての歳出の支出済額の合計は35億7,203万7,615円でございます。歳入歳出差引き残額の1億1,392万8,737円は令和2年度へ繰り越すものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。338ページをお願いいたします。338ページから341ページにわたります第1款総務費につきましては、1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収事務費、3項介護認定審査会費では要介護、要支援認定事務に係る新発田広域事務組合の負担金、340ページに移りまして、訪問調査員の賃金、4項介護保険運営協議会費では介護保険運営協議会の委員報酬が主な支出でございます。

次に、342ページから347ページにわたります第2款保険給付費につきましては、342ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービス給付費、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービス給付費に係る支出でございます。

344ページからは、高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。なお、保険給付費の前年度との比較では7,368万6,904円の増で、比率では2.41%増加しております。給付費が伸びた主なものは、3目施設介護サービス給付費で前年度比5,181万1,798円の増、比率では4.57%増加いたしてございます。

次に、348ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、350ページから357ページにわたります第4款地域支援事業費につきましては、350ページ、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、職員の人件費のほか、当該事業対象者に対する訪問型及び通所型サービスに係る支出が主なもので、352ページ、2項一般介護予防費では、65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室や地域における介護予防活動の支援、健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

次に、352ページから357ページにわたります3項包括的支援事業費、任意事業費につきましては、352ページで地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、354ページに移りまして、介護相談員の派遣、紙おむつ給付等に係る支出のほか、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、356ページで認知症者に対する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、358ページ、第5款基金積立金では、介護給付費準備基金への積立金でございます。

360ページ、第6款公債費の支出はございませんでした。

次に、362ページ、第7款諸支出金では、過年度分第1号被保険者保険料還付金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金及び一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、320ページをお願いいたし

ます。320ページ、第1款保険料は、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の保険料でございます。なお、収入済額の前年度との比較では、低所得者保険料軽減事業の拡充に伴い、金額で914万4,000円の減、比率で1.27%減少しております。収納率につきましては98.7%で、前年度との比較では0.21%増加いたしてございます。

次に、322ページ、第2款使用料及び手数料では、督促手数料、市が指定する事業者の指定手数料でございます。

次に、324ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業に係る交付金及びシステム改修に係る補助金、国が保険者の機能や予防対策の取組を評価し、交付される保険者機能強化推進交付金でございます。

次に、326ページ、第4款支払基金交付金は介護給付費に対する交付金で、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

328ページ、第5款県支出金は県からの負担金及び補助金、330ページ、第6款財産収入では介護給付費準備基金の利子、332ページ、第7款繰入金では一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

334ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金で、336ページ、第9款諸収入は保険料の延滞金等でございます。

なお、要介護認定者数、認定率、受給者数等の状況につきましては、お配りいたしました資料に過去3年間の推移を記載いたしておりますが、認定者数は1,795人で、昨年度よりも27人の減、第1号被保険者に対する認定率は17.89%、サービス受給率は86.18%でございました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 339ページの真ん中辺りにニーズ調査業務委託料って載っていますけれども、ニーズというのは具体的にはどういう調査か、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） ニーズ調査にお答えいたします。

ニーズ調査は、来年4月から始まります第8期介護保険事業計画の策定作業を現在進めているところでございますが、その策定に当たりまして、市民の皆様から広く介護に関する、介護の状況でありますとか、サービスの希望でありますとか、医療、介護の連携のあたりでありますとか、多方面にわたって、一般高齢者、それから軽度の認定を受けている方々など対象を定めまして、2,420人に対しまして調査を行ったところでございまして、回答があったのは1,891人ということで、元年度に委託したものでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 介護認定の関係で認定に対するところが表に出ているのだけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、例えばケアマネジャーで要介護5と認定されたのだけれども、実際費用負担が伴っていくということで、その費用負担が払えないから、例えば要介護3のサービスを受けているとか、そういう人たちもおりますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） まず、要介護認定の認定につきましては、委員もご承知のとおり、訪問調査と、それから主治医の意見書、併せまして一次判定を市が行い、そして広域で行っている審査会にかけまして、そこで最終的な認定結果が出まして、それが要介護5だった場合は軽度の方よりサービス量が多くなると、段階に応じてサービス量が増えるわけなのですが、要介護5の認定を受けた方であっても要介護3の方のサービスと同じふうを使うことも可能でございますし、その辺はケアマネジャーとの相談の中で、個々に事情が違いますので、そういうふうな利用をされている方もいらっしゃるというふうに思います。要は必要度ではないかなというところで考えております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 要は例えば老老介護というふうな感じで、実際認定に合ったサービスを受けたいのだけれども、費用負担が伴うものだから、そのお金というのはないものだから、我慢して最低のサービスでやっているとか、そういった例えば相談とか、そういうところ、現状のあれというのは実際の話あるようなことを聞いているのだけれども、逆に本当にどうなのだろうな、サービスあってサービスを受けていない、逆に本当に大変なところなのだけれども、費用負担が伴うものだから、苦労して我慢して最低のサービスを受けていると、自分の意思でね、そういう家庭もあるやに聞いているのだけれども、胎内市の現状というのはその辺どうなのでしょう。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 胎内市におきましても老老介護という問題は非常に深刻な問題であるというふうに思いますし、現実老老介護されている方というのも年々多くなってきているということは把握してございますが、その実態というのなかなか詳細までは何件、何人というのは集めていないところがございますけれども、そこはまさにケアマネジャーの力量もあるのですが、必ずケアマネジャーのほうでご本人を一番把握した中で、話合いの中で、本当は使いたいけれども、使えませんといったことはケアマネジャーを通じて例えば保険者である市のほうに相談したり、それから4か所ある地域包括支援センターでまさにそうしたケアマネジャー支援ということで相談に応じ、事例検討という形を取っておりますので、そこら辺の辺りはそういう相談機関のほうに情報提供はいただいているものというふうには捉えてございます。

○委員長（小野徳重君） 八幡副委員長。

- 委員（八幡元弘君） 徴収率なのですからけれども、よくて98%ぐらいだったというのですが、100%というのは現実的には難しいものなのでしょうか。
- 委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 徴収率でございますけれども、100%を目指して努力し、対象の方に丁寧をお願い、相談申し上げているところでございます。現在のところは、元年度においては98.7%ほどになっておりますが、努力をしているといったところで100%を目指しています。
- 委員長（小野徳重君） 八幡副委員長。
- 委員（八幡元弘君） 徴収できない分というのは、どういうあれでできないのですか。1.3%で多くはないのでしょうか。
- 委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） なかなかやはり生計上の問題で、ほとんどの方は複合的に、介護保険料だけ未納になっているということではなくて、ほかの市税であったり、他の料金等も未納になっているという中で、その辺は個々に事情も異なりますので、まずは経済的な事情であったり、現在の収入が下がったとかというような方々が最も多いというふうに捉えております。
- 委員長（小野徳重君） 八幡副委員長。
- 委員（八幡元弘君） 年金から天引きされているのではないのですか。
- 委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 年金天引きの場合は年金が年額18万円以上の方でございますが、年金がそれ未満の者については天引きではなく普通徴収ということ、そして年度途中で65歳になられた方、転入の関係の方、年度途中で所得段階の区分が変更になった方、そして年金担保をご利用されている方々につきましては、天引きではなく普通徴収という形で納付書をお送りして納めていただいているといったところでございます。
- 委員長（小野徳重君） 井畑市長。
- 市長（井畑明彦君） 少しばかり補足をさせていただきますけれども、100%はもちろん理想値であるわけですが、現実値ではないとはっきり申し上げられようかと思えます。すなわち、全てのものについて期せずして貧困といったところに突如至ってしまうというのは社会の常であろうというふうにご認識賜りたいと思えます。もちろんいただけるところはいただきながらということではありますが、必ずあり得るといったところで、それでもその方々の相談に応じて、ご無理のないところで納入していただけるようであれば、タイミングがずれても納入していただくという、そういうスタンスで臨みたいと思えます。年金に限らずいろんなケース、年金であってもそれは起り得るのだということをご理解いただきたいと思えます。

あと、先ほどのところで、これは渡辺委員からありました。もしかしてここも必ずしも絶対的に無関係ではないのですが、何か経済的な理由で受けたサービスが本当は受けられていないの

だとするならば、それならばやはり何らかの支援を差し伸べるといことは求められようかなと思いますので、我々が把握していない部分があるとするならば、その辺を丁寧に把握していきたいと考えているところがございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の議論に加わらせてもらいます。

まず、八幡委員の保険料徴収が難しいという世帯がいるわけですね。普通徴収という人たちは特にそうなのですけれども。そうであれば、相談しながらやっているということになっているとは思いますが、減免、免除というのは令和元年どれぐらいあったのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 減免は1件のみでございました。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は親切、丁寧に対応してくれているというふうには思っていますので、無理して徴収できないということになれば、内容をよく確認して免除の申請を促すとか、そういうことをやはり積極的にやってほしいというふうに思います。

渡辺宏行委員の内容なのですけれども、介護度に応じたサービスを受けられるのですけれども、それ以下にとどまっているということは確かにあるわけですが、例えば居宅介護とか地域密着型、施設介護というふうに3つあるわけですけれども、それぞれサービスの内容が、限度額があるわけですね、介護度によって。その利用料というか、率というのはすぐ出ますか。例えば言えば、地域密着で要支援がありますけれども、それで要支援を認定されているけれども、ほとんど利用していなければゼロに近い利用率と、分かりやすくそういう形があるのですけれども、そういう率というのは、すぐ出なければ後で資料で出してもらえれば助かります。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 種別ごとの率は後でさせていただきたいと思います。申し訳ございません。お願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は、今言った居宅とか地域密着とか施設ごとに、介護度ごとにどれぐらいの利用があるのかというのがやはり中身を把握しておいたほうが、数字で出ているほうが我々も分かるし、我々が分かればいいというものではないのですけれども、そういう数字というのは把握しておくべきだと思いますので、ぜひ出してほしいというふうに思います。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 数字を出してほしい話で、竹島小学校の跡地に健伸館ができて、認知症予防、介護予防の教室を毎年開催されていますけれども、私が興味あるのは、胎内市の例えば築地、乙、黒川、中条地区で介護予防効果によって介護を受けていない高齢者の割合はどこが高



くて、どこが低いとか、もっと突き詰めて言えば、エリアごとでもいいのですけれども、集落までいくと大変だかもしれませんけれども、それはなぜそうなのかとか、その分析もどういうことによってその人たちは高齢になっても丈夫で介護なんか必要としないで生きていられるのかというのをやっていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 地区ごとの介護を受けている方ということで申しますと、元気な方の割合ということなのですけれども、逆に認定を受けている率で申しますと、築地地区におきましては16.28%でございます、中条地区ですとほぼほぼ同じぐらいの割合でございますが、少し17%を超えているといった状況でございます。また、乙地区におきましては約20%、それから黒川地区におきましても約20%といったところで、そう多くの変動はございませんけれども、その地区によって、例えば黒川地区は年齢が高い方の割合が、年齢の高い割合と申しますか、長生きの方が多いといったような状況もありますので、その要因につきましてはなかなか推測できないのですけれども、ただ言えることは、中条地区で例えば畑仕事ができないとか、どうしても状況によっては家にいる時間が長い方、そうした地区については、これ集落ごとだとよく分かるのかもしれませんが、それと築地地区のように朝から夜まで働いていらっしゃるような地区は、活動的な生活を送っていらっしゃる地域は比較的と申し上げますとお元気な、そういった要因ではなかろうかなというふうに捉えております。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和元年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 令和元年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 続きまして、認定第5号 令和元年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の367ページからになります。歳入の収入済額合計は369ページのとおり6,615万8,318円、歳出の支出済額合計は371ページのとおり6,299万1,087円となり、歳入歳出差引き残額316万7,231円を令和元年度に繰越いたしました。

ここで、利用者数について申し上げます。まず、医科についてでございますが、令和元年度の利用者は延べ596人で、19.7%の減となりました。次に、歯科につきましては、利用者延べ5,690人で、前年度と比較して1.8%の増となりました。はり、きゅう、マッサージにつきましては、元年度途中で委託から施設を民間に貸し出す形で市としての運営を廃止したことから、年度末の利用者数について詳細はつかんでおりませんが、8月末までの5か月間の利用者数は264人で、前年度同月と比較すると16.2%の減となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。386ページ、387ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費であり、看護師等の臨時職員の賃金、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経費でございます。12節役務費の中の手数料は、臨港病院から医師を派遣していただいております費用としてお支払いしたものが主な支出でございます。

2目歯科診療費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費でございます。13節委託料の歯科診療業務委託料は、歯科医師2名の診療業務に対しお支払いした委託料でございます。15節工事請負費の黒川歯科整備工事は、歯科診療所の雨漏り修繕工事で歯科分室の電話線ケーブルを取り替える工事を行ったものでございます。18節備品購入費は、歯科診療所の歯科診療ユニットが耐用年数を過ぎましたことから、取替えをしたものでございます。

次に、388、389ページは3目鍼灸マッサージ診療に係る経費でございまして、昨年8月まで委託で運営していたときの運営経費でございます。

めぐりまして、390、391ページの2款公債費は、平成28年度に旧黒川健康センター解体工事及び診療所の駐車場整備工事等を行ったときに起こした長期債の償還が始まりましたので、その元金と利子でございます。

392、393ページの予備費は使用いたしませんでした。

続きまして、歳入につきまして、戻っていただきまして374、375ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入と鍼灸マッサージ施術収入でございます。医科使用料は745万3,049円で、前年度と比較しまして23%減少いたしました。歯科使用料につきましては4,039万4,836円で、前年度と比較して1.5%増加いたしました。鍼灸マッサージ使用料は、年度途中の8月までの収入ですが、52万

1,578円で、前年度と比較しまして53.7%の減少となりました。

次に、2項手数料、1目衛生手数料につきましては、介護保険主治医意見書の作成料でございます。

376、377ページをお開きください。第2款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金ですが、へき地診療所運営事業に対する県の医療施設運営費補助金でございます。

めぐりまして、378、379ページ、第3款繰入金につきましては、一般会計からの繰入れでございます。

380ページ、381ページの繰越金は30年度からの繰越金でございますし、382、383ページの第5款諸収入は預金利子でございます。

384、385ページの6款市債は、栗木野新田の歯科施設の雨漏り工事と歯科ユニットの取替え工事等に辺地対策事業債を利用したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

坂上委員。

○委員（坂上清一君） 374ページ、へき地診療所全体の医科診療、医科は596人の1.9%減、患者さんの減少だということですがけれども、へき地診療所全体で見ると毎年200万円ばかりずつ減収、医科診療収入減っているのですけれども、へき地診療所だけの原因としては何が考えられますか。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 医科診療所のほうにつきましては、ほとんど新規の患者さんという方はおられず、常連の患者さんだけなのですけれども、そこで入院されたり亡くなったりしたことで実人数が徐々に減少しております、30年度は114人いらっしゃったのですが、令和元年度97人ということで17人減少しまして、その方々が1か月1回とかおられると延べで200人ぐらいになりますので、その辺が減少の原因と思われまして。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） 訪問医療もしているのですよね。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） はい、訪問医療もやっております。対象は2名おられます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） 毎年毎年200万円ばかりずつ減収していくような、自然減みたいな感じなのですがけれども、そうなってくるとすぐへき地診療所廃止の話になるのですけれども、市長は、心配なく当分はやっていきますという話ですか、どのようなお考えですか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えをいたします。

医師も確保され、それなりの患者さんもいて継続されていくなれば、それはある意味望ましい理想的な形であろうと。しかし、数字が表しているように、患者さんは減ってきた、医師はなかなか確保しづらくなってきた。かつてお話し申し上げたこともあったかと思うのですが、せっかく来られたお医者さんもなかなか特殊な環境になじめずに去っていったというようなことがございます。ですから、その両方がかなわなければ、すなわち医師と、それから患者さんの数、それがかなわないと必ずしも診療所の存続だけにこだわっていくことが得策になってこないということも視野に入れておかなければいけないと、そういう認識を持っています。診療所を守るといよりは地域の医療を守るといことが大事なので、そういう視点に立って発想していかなければいけないだろうと、将来展望を持たなければいけないだろうというのがまさに率直な考え、思いでございます。

そこで、少しだけ加えさせていただくと、診療所でなくて地域の医療を守るといったところで、いずれかのタイミングで何らかの補完策を考えて、今既に行われているところもある。これだけ高齢化になってきたときに、二次医療、三次医療ではなくて、一般的な医療から介護とドッキングしたような、そういった身近な医療がますます求められてくる。そこを手厚くして行って、あとの部分は二次、三次につなげていくというような発想、よくよく最近ではキュアからケアへと変わっているのはその辺りを指してのことだと思いますので、黒川診療所はかなり老朽化しているということも含め、いずれかのタイミングで総合的に皆様方にもお諮りをし、地域の人にもご理解をいただき、補完策というのはまさに訪問医療や訪問看護、その辺りで補完していくような流れ、併せて考えながら皆様にもお諮りをしていく、そういう日が来るのではないかなという認識を率直に持っております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） ぜひそういう実現に向けてよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 鍼灸マッサージ、暫定数値だと。16.2%利用者数減ったと。その後の追跡調査はしなかったのですか。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 民間になったのですけれども、今先生3人いらっしゃいまして、月々何人治療していただいているかをお聞きしました。それでいきますと、9月から3月までで約580人を診ていただいておりますので、昨年度と比較すると逆に10%ほど利用者は増えているという状況になっております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） ちょっと分からないので、教えてもらいたいのですが、この監査委員の意見書なのですが、先ほどの話で医科利用料745万円、222万円の減少となったということで、県からの補助金が450万円入ったと。実質収支黒字になったと。しかし、これ令和2年度に返還しなければならないと。どういう内容なのですか。理解しにくいのですが。

○委員長（小野徳重君） 池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 4月に申請をする段階では、収入と支出を予測で計画を立てまして、収入と支出の差額の分、赤字の分の3分の2を補填してくれるというような形の制度になっておりまして、それを450万円を申請してもらってしまったのですけれども、実際に収入と支出が決算になったらそのとおりになっていなかったの、それをもらい過ぎたものを返さなければいけないということで、それを実際返すと56万円赤字になりますよということが監査委員さんがお書きになったことです。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和元年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 令和元年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第6号 令和元年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の396ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額が6億6,541万1,179円、ページをはぐっていただきまして、歳出合計の支出済額が6億5,370万6,422円であり、差引き1,170万

4,757円は、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引継ぎいたしました。

それでは、歳出からご説明いたしますので、決算書の420ページをお願いいたします。第1款1項1目農業集落排水運営費は、職員2名分の人件費や事務費の一般的経費及び農業集落排水施設の運営に係る経費で、11節では消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であります。12節は、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費や、農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものであります。13節につきましては、汚泥処理施設の維持管理業務委託料や設計監理業務委託料、公営企業法適用支援業務委託料が主なものでございます。また、15節工事請負費につきましては、マンホールポンプ設備更新工事、マンホールポンプ監視システム更新工事、乙処理場機械設備更新工事及び黒川処理場機械設備更新工事などがあります。一番下、27節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものでございます。422ページ、28節繰出金は、一般会計からの借入れに対する償還金であります。

次に、424ページ、第2款基金積立金は基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものであり、426ページの第3款公債費は起債の元利償還金であります。

428ページの第4款予備費については執行がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、402ページをお願いいたします。第1款1項1目受益者分担金は、過年度の滞納繰越分であります。

2項1目工事負担金は、新しく公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として1か所当たり25万円を負担していただいているものであり、5件分でございます。

次に、404ページ、2款1項1目農業集落排水使用料は、会計が3月で打ち切り決算となったため、平成30年度と比べ10.9%の減でございました。収納率は90.8%でございます。

次に、406ページ、第3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、鼓岡地区の機能強化事業に係る補助金が主なものでございます。

408ページ、第4款1項1目農業集落排水事業費県補助金は、農業集落排水事業における起債の元利償還に充てるための県補助金でございます。

次に、410ページ、第5款財産収入では基金利子及び不用メーターの売払収入でございます。

次に、412ページ、第6款1項1目一般会計繰入金は農業集落排水事業に対する普通交付税分及び財源不足に対する繰入金であり、2項1目は鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分でございます。

次に、414ページ、第7款は前年度からの繰越金であります。

次の416ページ、第8款諸収入は排水設備設置資金預託金収入及び建物災害共済金が主なものでございます。

418ページ、第9款市債につきましては、機能強化事業に係る農業集落排水事業債、辺地対策事業債、資本費平準化債及び公営企業適用債でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和元年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 令和元年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

- 上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第7号 令和元年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の432ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額が1億7,341万3,892円、ページをめくっていただいて、歳出合計の支出済額が1億3,905万5,670円であり、差引き3,435万8,222円は、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引継ぎいたしました。

それでは、歳出からご説明いたしますので、決算書の450ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費は、職員2名分の人件費や事務費の一般的経費及び簡易水道施設の運営に係る経費で、11節では消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であります。12節は、配水施設を監視するための通信運搬費が主なものであります。また、13節は施設管理委託料、水質検査業務委託料、電気設備保守点検業務委託料、公営企業法適用支援業務委託料、メーター検針委託料が主なものでございます。15節工事請負費は、鼓岡配水池テレメーター更新工事のほか、配水管整備工事が主なものでございます。ページをめくっていただきまして、452ページ、28節繰出金は一般会計からの借入れに対する償還金であります。

次に、454ページ、第2款1項1目基金積立金は、簡易水道施設整備基金に基金の利子分を積み立てたものであります。

次に、456ページ、第3款公債費は起債の元利償還金であります。

次に、458ページ、第4款予備費につきましては執行がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、438ページをお願いいたします。第1款1項1目は簡易水道使用料であり、3月で打切り決算となったため、平成30年度と比べ12.3%の減でありました。収納率につきましては91.3%でございます。

第2項の手数料につきましては、給水工事検査手数料などであります。

次に、440ページ、第2款1項1目は簡易水道施設整備基金利子であります。

また、2項1目はメーターの売払収入であります。

次に、442ページ、第3款1項1目一般会計繰入金は簡易水道事業に対する普通交付税分であり、2項1目は鹿ノ俣発電所運営事業からの配当分であります。

次に、444ページ、第4款1項1目は平成30年度からの繰越金であります。

次に、446ページ、第5款諸収入は預金利子及び雑入であり、水道加入金や農業集落排水使用料賦課徴収業務受託料が主なものでございます。

次に、448ページ、第6款市債につきましては配水管整備工事に係る簡易水道事業債、辺地対策事業債、公営企業会計適用債でございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和元年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。



次に、認定第8号 令和元年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第8号 令和元年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書462ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額4億8,185万9,696円でありまして、続きまして464ページ、歳出の支出済額4億8,158万4,946円であります。歳入歳出差引き残額27万4,750円につきましては、令和2年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出のほうからご説明申し上げます。480ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費では、消費税及び地方消費税を計上しておりましたが、還付申告となったことから支出はございませんでした。

2目地域活性化センター運営費は、ハム製品等の特産品の販売のほか、胎内市産紅はるか、はるかなたペーストの販売に要する経費のほか、施設の維持管理に要する経費を支出いたしました。

3目米粉製造施設運営費では、黒川地内の米粉製造施設における経費となりますが、13節委託料で新潟製粉株式会社への米粉製造処理業務委託料を支出いたしました。

4目農産加工施設運営費では、11節需用費の修繕料でボイラー及び空調機器の修繕に要する経費、13節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託料を支出いたしました。

5目ワイン製造施設運営事業では、醸造及び販売経費のほか、施設の維持管理経費となりますが、11節需用費の消耗品はワインボトルや箱等が主な支出であり、印刷製本費はワインラベルの印刷でございます。13節委託料のワイン醸造委託料は、新潟フルーツパーク株式会社への醸造補助委託料と醸造指導業務委託料を支出してございます。16節原材料費は、加工用ブドウ及び醸造用の原材料でございます。

次に、484ページ、2款基金積立金は財政調整基金積立金、486ページ、3款公債費、1項公債費は胎内高原ミネラルハウスの長期債の償還元金及び償還利子でございます。

488ページ、予備費は、執行はございませんでした。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして468ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目地域活性化センター事業収入は、ハム製品等の販売とはるかなたペーストの販売収入でございます。

2項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入でございます。前年度と比較いたしますと1,416万円ほど増加しておりますが、主に委託製粉が減少いたしまして、米粉製品の販売が増加したことが要因でございます。

3項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ミネラルハウス株式会社へのミネラルウォーター並びにお茶等の販売収入であります。前年と比較いたしますと1,070万円ほど増加してございます。

が、主に保存水の販売増加が要因でございます。

4 項ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。前年度とほぼ同額で、販売した本数は1万3,431本でございました。

次に、470ページ、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目農林水産業使用料は活性化センターの使用料、2 目行政財産目的外使用料は自動販売機や電柱等の敷地使用料でございます。

472ページ、3 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は新潟製粉株式会社からの配当金、2 目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第二工場の用地貸付料でございます。

474ページ、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金では運営費補填分、2 項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業の電気料軽減のための配分の繰入れでございます。

476ページ、5 款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

478ページ、6 款諸収入、1 項 1 目雑入は、消費税及び地方消費税の還付金、商品の発送手数料が主なものとなっております。

以上で認定第 8 号 令和元年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第 8 号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 米粉もミネラルもワインもそこその成績だということだったのですけれども、472ページの配当金なのですけれども、補正予算で上げているのだけれども、結局3月に予算編成するとき配当金、これもう配当されて3回目ですか、これが。大体分かってきたと思うのだけれども、当初予算に上げられないものだろうか。その辺の執行部の予算編成の仕方、その辺ちょっと教えてほしいのだけれども。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 新潟製粉のほうでは剰余金毎年出ているのですけれども、配分金につきましては、決算が終わりまして、株主総会を6月に開催しております。その承認を受けまして配当となることから、当初予算での計上はちょっと難しいと考えております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうすると、担当課長としてみればこれぐらいは配当金今年も入るなどというのが大体分かると思うのだよね。配当金の使い道というのは限られているのですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 地域産業特別会計に配当金を充当しておりますので、地域産業振興事業特別会計の中の財源として活用させていただいております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

- 委員（渡辺 俊君） 例えば新潟製粉の設備投資とかそういうのに回さなくても大丈夫だと、要するにとんとんでやっているのだからと、委託製粉してこうやるとんとんでやっているのだから、だからプールしておかれるということで、孝行息子ですよ。それで、新潟製粉の米粉用のコシヒカリの確保、これがいつとき難しいという話だったのだけれども、その辺はどうですか。
- 委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。
- 農林水産課長（榎本富夫君） 新潟製粉株式会社全体の、黒川の工場と新しい中条の工場ありますけれども、全体の製造量からいきますと、市内産のお米、コシヒカリにつきましてはまだ足りていないというところがございますが、コシヒカリについては新発田、村上、近隣のJAさんから融通していただきながら製造を行っているという状況でございます。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） ということで、コシヒカリ以外の米にも力を入れていくということで、例えばグルテンフリー、米粉パンですか、隣に株式会社タイナイに新工場を建ててやったわけですよ。それを新規開拓していくのだと、今度米粉パンを。ということで、あのときは、去年は来年は東京オリンピックもありますから、どんどん新規開拓していきますということで、去年は海外に出たのですか。来年東京オリンピックありますから、どうぞ胎内市の米粉使ってくださいというような、そういう宣伝はしたのですか、去年。
- 委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。
- 農林水産課長（榎本富夫君） 海外のほうには、アメリカが主でございますが、業務用の麺を国内で加工したものまたは粉自体を海外に、アメリカのほうに約10トンぐらい輸出しておりますが、その中で会社が新潟製粉の米粉ですよというPRを行ったかどうかというのは私もちょっと確認していませんでした。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 市長、その辺は確認はしないのですか、市として。
- 委員長（小野徳重君） 井畑市長。
- 市長（井畑明彦君） お答えいたします。

確認できていないといったところは、一つ片手落ちというようなご指摘もあろうかと思えます。堅調であるから、そこは大丈夫というふうに踏んでいた部分もさらに今後よりよき展開のために確認は当然ですし、市としても何らかのPR等できる部分があればそういった発信をさせていただこうと思えます。

ちなみにということでございますけれども、ただいま担当課長のほうからアメリカというような話がありまして、実はアメリカに限らず、例えば昨年行った台湾などにおいては、今委員の言われるグルテンフリーのもの、そういった素材について台湾側が輸入していただく、こちら側から輸出できるかどうかとか、そういうことも併せ考えていくことも大切なのだろうと。オリンピ

ック云々に限らず、もっと先を見据えて、せつかく強みとして販売できる素材があるのであれば、その辺り製粉側とも協議をし、我々が連携できる部分も連携していこうと捉えたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 471ページ、地域活性化センター施設使用料、これ9万9,000円上がっていますが、昨年度27万円あったのですが、これ下がった要因をお願いします。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） これにつきましては、昨年までハムの加工並びに乳製品の加工ということで施設を活用しておりましたが、今年度から乳製品の使用をやめておりますので、その分減った分でございます。現在は、車庫兼倉庫ということでここに計上させていただいております。

〔「元年度決算」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（榎本富夫君） 元年度決算、9万9,081円。

〔「30年度と比べて元年度が減ったと要因」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（榎本富夫君） 30年度はハナノ産業さんがあそこの施設を全て使って営業、運営していたというところから、元年度につきましては乳製品の製造をやめたということで減少したというような要因でございます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 今は何も作っていないということですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ハム類は作っておりますが、特産品推奨事業の絡みでその使用料については一般会計に収入してございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今活性化センターで紅はるかのはるかなたのペーストを作製しているという話なのですがけれども、どのぐらいの量をペースト化されたのか教えてください。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 毎年秋に使うお店屋さんには調査を行いまして、必要な分ということで製造していますが、400キロから500キロ程度毎年製造しております。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和元年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定

について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 令和元年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第9号 令和元年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書492ページをお願いいたします。歳入合計の収入済額1億8,553万1,061円であり、494ページ、歳出合計の支出済額1億7,072万3,510円でございます。歳入歳出差引き残額1,480万7,551円につきましては令和2年度に繰り越すものでございます。

最初に、歳出のほうからご説明申し上げます。506ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費は発電事業及び施設の維持管理に要する経費であり、1節報酬は電気及び水路主任技術者嘱託員報酬、2節給料から4節共済費までは職員2名分の給料等でございます。11節需用費の修繕費は流量計及び整流器故障検出装置の修繕が主な支出でございます。15節工事請負費は取水ゲートの補修工事、屋根の塗装工事が主な支出でございます。19節負担金補助及び交付金では、変圧器や受電計量器等の取替えが必要なことから、東北電力への負担金を支出しております。25節積立金は、今後の大規模改修等に備えて基金積立てを行ったものでございます。28節繰出金につきましては、本事業の目的でございます農業関連施設14施設の電気料軽減のため、電気料金配分金として繰り出したものでございます。

次に、508ページ、2款公債費は長期債の償還元金及び償還利子でございます。

510ページ、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、歳入であります。戻りまして498ページをお願いいたします。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、502ページ、3款繰越金は前年度繰越金でございます。

504ページ、4款諸収入、2項雑入は発電所売電収入であります。売電収入は前年度と比較いた

しますと約1,000万円ほど増加しておりますが、令和元年度は夏場の少雨により発電が減少したものの、1月、2月が降雪ではなく降雨であったことから、発電量が増加したということが要因でございます。

以上で認定第9号 令和元年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 507ページ、14節の発電水利使用料というのがありますが、90万何がしというのは何を根拠にというか、基準というか、その辺り分かったらお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 取水量でございます。季節に合わせて取水量が定まっておりますので、その量に基づいて新潟県にお支払いするというものでございます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） それはトン数ということですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 容積というか、立米数になります。

○委員長（小野徳重君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和元年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。ご苦労さまでした。

次の委員会は、9月28日午前10時より認定第10号から認定第12号までの質疑及び採決並びに意

見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時59分 散 会